

野木町公用封筒 広告掲載の募集について

野木町では、財源の確保や事務経費の節減、地域経済の活性化及び民間事業者の方との協働によるまちづくりの一環として、広告入り封筒の寄附及び有料広告を募集しています。広告掲載を希望される方は、下記の内容についてご検討いただき、役場総務課庶務文書係までお問い合わせ又はお申込みください。

○公用封筒に広告を掲載するには次の方法があります。

- (1) 広告入り封筒の寄付
- (2) 有料広告の募集

1 広告入り封筒の寄付

概要	町公用封筒を広告入りの封筒で寄附していただくものです。
封筒の規格	定形封筒長型3号
広告枠数等	協議の上決定します。
申し込み期限	随時受付しております。
申し込み方法	「野木町封筒広告掲載取扱要領」の「別記様式第1号」によりお申し込みください。
その他	「この封筒は広告主により寄贈されたものです」と明記願います。

2 有料にて広告を掲載する場合

封筒の規格	定形封筒長型3号
数量	50,000枚
広告枠数・色数	4枠 1色刷（サンプルをご参照ください）
広告掲載料	1枠あたり1枚につき 3円
申し込み期限	随時受付しております。
申し込み方法	「野木町広告掲載要綱」の「別記様式第1号（第7条関係）」によりお申し込みください。

《共通事項》

広告募集の対象者

- (1)企業及び個人の事業者 (2)公共的団体又はこれに類する者

封筒の規格・広告掲載箇所

定形封筒長型3号・封筒裏面

年間使用予定枚数

約50,000枚を予定しています。

使用用途・配布地域

公文書などを町内外へ郵送するときに使用します。

掲載基準

○次の項目に該当するものは、掲載できません。

- (1) 法令、条例又は規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治又は宗教に関するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 個人の宣伝及び意見広告に係るもの
- (5) 特定の主義又は主張に当たるもの
- (6) 誇大表示、不当表示等表現方法が不適切であると認められるもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) その他掲載する広告として町長が不適切と認めるもの

申し込み方法

「野木町広告掲載要綱」および「野木町封筒広告掲載取扱要領」をお読みの上、申込書に必要書類を添えて提出ください。

広告掲載の可否

野木町広告審査委員会にて決定します。

申し込み・問い合わせ先

野木町役場 総務課 庶務文書係

TEL 0280(57)4114・4119